

鎌倉市名越中継施設整備業務委託  
優先交渉権者選定基準書

令和6年7月

鎌 倉 市

# 目 次

1	優先交渉権者選定基準書の位置づけ	1
2	優先交渉権者選定の流れ	2
(1)	選定方法	2
(2)	参加資格審査（第一次審査）	2
(3)	提案審査（第二次審査）	2
3	参加資格審査（第一次審査）	4
4	提案審査（第二次審査）	5
(1)	事前審査	5
(2)	プレゼンテーション	5
(3)	非価格要素審査	5
(4)	価格要素審査	6
(5)	その他	6
5	総合評価	7
(1)	総合評価の方法	7
(2)	非価格要素審査における点数化方法	7
(3)	価格要素審査における点数化方法	7
(4)	最低基準	7

## 1 優先交渉権者選定基準書の位置づけ

鎌倉市名越中継施設整備業務委託優先交渉権者選定基準書は、鎌倉市（以下「本市」という。）が発注する鎌倉市名越中継施設整備業務委託（以下「本事業」という。）の優先交渉権者の選定に当たり、本事業の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示すものである。

## 2 優先交渉権者選定の流れ

### (1) 選定方法

優先交渉権者の選定は、次の2段階により実施する。

ア 参加資格審査（第一次審査）

イ 提案審査（第二次審査）

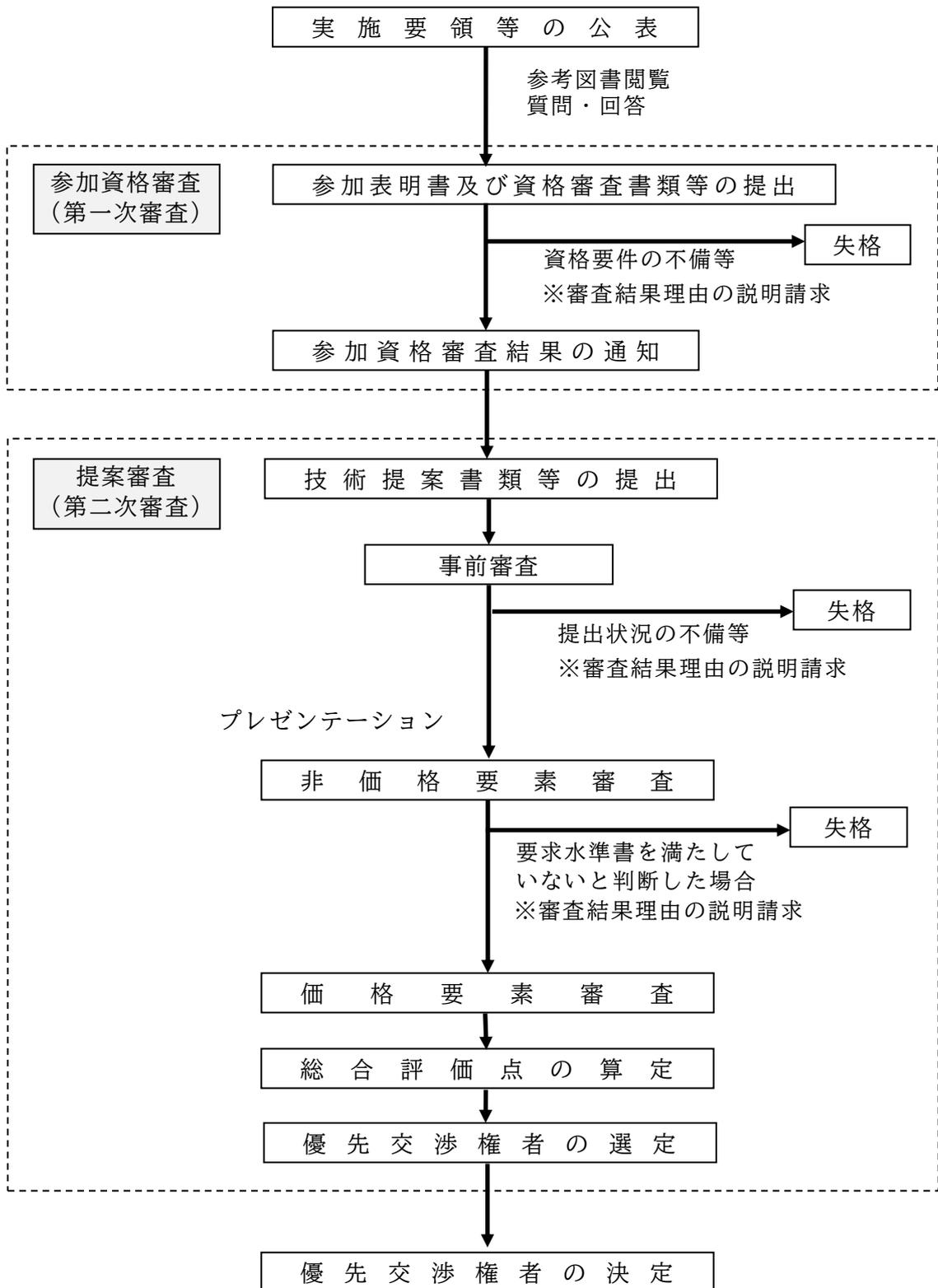
### (2) 参加資格審査（第一次審査）

参加資格審査では、鎌倉市名越中継施設整備業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載した提出書類等（以下「資格審査書類等」という。）に基づき、参加者の参加資格要件の確認を行う。参加資格要件を満たした参加者は、第二次審査（提案審査）を受けることができる。

### (3) 提案審査（第二次審査）

提案審査は、事前審査、非価格要素審査及び価格要素審査で構成される。非価格要素審査及び価格要素審査は、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例（平成24年7月2日条例第2号）に基づき、外部有識者等で組織する「鎌倉市名越中継施設整備業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）において提案内容を評価及び審査する。その結果を踏まえ、本市が優先交渉権者を決定する。

実施要領等の公表から優先交渉権者の決定までの流れを次に示す。



### 3 参加資格審査（第一次審査）

本市は、参加者から提出された資格審査書類等に基づき、参加者が参加資格要件を満たしているか審査を行い、審査結果をメールにて通知する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

## 4 提案審査（第二次審査）

### (1) 事前審査

参加資格審査において参加資格要件を満たした参加者から提出された技術提案書類等に基づき、本市は次の内容について事前審査を行う。

#### ア 技術提案書類等の提出状況

#### イ 要求水準書及び各書類間における内容の整合性

技術提案書類等の提出状況に不備がある場合や、要求水準書の内容を明らかに満たしていないと確認される場合、各書類間で内容に大きな齟齬又は乖離がある場合、見積書の価格（以下「提案見積価格」という。）が事前公表する見積上限金額を上回っている場合は失格とする。

ただし、技術提案書類等の内容が意図したものではないこと、提案内容及び提案見積価格に大きな影響を及ぼすものでないこと、かつ当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った参加者に対してプレゼンテーションへの参加の希望を確認し、提案見積価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準書を満たすことを条件に、当該参加者を失格としないことがある。

なお、要求水準書の内容を満たしているか、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、当該参加者に直接確認することがある。

### (2) プレゼンテーション

審査会は、4(1)の事前審査を通過した参加者（以下「提案審査対象者」という。）に対し、提案内容の確認等を目的として、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、提案審査対象者の独自のノウハウ等に関する内容を含むことから、非公開で実施する。

また、プレゼンテーションにおける発言及び回答内容等は、技術提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

なお、プレゼンテーションの開催に係る詳細は、技術提案書類等の提出期限以降に別途通知する。

### (3) 非価格要素審査

提案審査対象者を対象に、審査会において非価格要素評価項目の提案内容を評価し点数化する。

なお、非価格要素審査の各詳細項目（定性評価に限る）について、審査会が要求水準を満たしていないと判断した場合（D評価）には、当該提案審査対象者を失格とする。

(4) 価格要素審査

提案見積価格が見積上限金額の範囲内であることを確認し、提案見積価格を点数化する。

(5) その他

ア 最低基準を設け、審査会における非価格要素及び価格要素の審査結果に基づき、5 総合評価によって得られた総合評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者として選定し、非価格要素審査点が同じである場合はくじによって決定する。

ウ 提案審査対象者が1者の場合でも有効に成立する。

エ 提案審査の結果、総合評価点が最低基準を上回る者がいなかった場合には、本プロポーザルにおいて優先交渉権者の選定は行わないものとする。

## 5 総合評価

### (1) 総合評価の方法

4(3)「非価格要素審査」及び4(4)「価格要素審査」の得点を加えて総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

非価格要素審査点の満点を70点、価格要素審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

### (2) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とし、表1-1及び表1-2に示す非価格要素詳細項目に基づき、表2に示す評価基準による得点の合算を非価格要素審査点とする。

### (3) 価格要素審査における点数化方法

価格要素審査点の配点は30点とし、次の方法で得点を算定する。点数は、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

#### 【価格要素審査点の算出式】

$$\text{価格要素審査点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低提案見積価格} / \text{提案見積価格})$$

※提案見積価格：提案審査対象者から提案のあった価格

※最低提案見積価格：提案審査対象者から提出された提案見積価格のうち最も廉価な価格

※提案審査対象が1者の場合も同様に算出する。

### (4) 最低基準

最低基準は、審査会委員の総合評価点の平均が60点とする。

表 1 - 1 非価格要素評価項目（定性評価）

評価項目	評価内容	詳細項目	点数	配点	
非価格要素審査（定性評価）	①施設計画に関する技術提案	①-1 立地条件、建築面積、作業環境、施設運営等を考慮し、合理的な施設計画となっているか。	60	3	
		①-2 搬出入車両、維持管理車両、一般車両及び作業員等の安全かつ円滑な動線に配慮した施設計画となっているか。		3	
		①-3 周辺環境に調和する清潔なイメージと周辺環境の美観を損なわない施設計画となっているか。		3	
		①-4 運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置等）、耐久性、耐震安全性に配慮した安全・安心な施設計画となっているか。		3	
	②工事の適正な遂行に関する技術提案	②-1 工事条件を十分に把握した工事工程計画となっているか。（レッドゾーン対策、土壌汚染対策工等未確定要素への対応方針含む）		6	
		②-2 設計施工における課題及びリスクの抽出とその具体的な対策が提案されているか。		3	
		②-3 既存施設等の解体撤去における課題及びリスクの抽出とその具体的な対策が提案されているか。		3	
	③施設の環境対策に関する技術提案	③-1 稼働時の臭気対策について具体的な提案がされているか。		15	6
		③-2 稼働時の騒音・振動対策について具体的な提案がされているか。			3
		③-3 稼働時の周辺道路環境への負荷軽減策について具体的な提案がされているか。			6
	④施設の運転に関する技術提案	④-1 災害時や設備トラブルによる一時停止時にもごみ処理が継続できるための具体的な提案がされているか。		9	9
	⑤地域住民還元策に関する技術提案	⑤-1 地域住民への還元策（防災機能等）についての具体的な提案がされているか。		3	3
	⑥環境負荷軽減及び経済性に関する技術提案	⑥-1 脱炭素に関する提案（省エネ、再生可能エネルギーの活用等）がされているか。		6	3
		⑥-2 設備機器等の修繕・補修・更新費用の削減及び業務効率化（機械化・自動化等）について具体的な提案がされているか。			3
⑦アフターサービス体制に関する技術提案	⑦-1 具体的なアフターサービス体制が提案されているか。	3	3		

表 1 - 2 非価格要素評価項目（定量評価）

審査項目	評価内容	詳細項目	点数	配点
非価格要素審査（定量評価）	に企業する技術力	実績 3 件以上	10	4
		実績 2 件		2.4
		実績 1 件		1.2
	者の配置する能力に技術	実績 2 件（各 2 点）		6
配置予定主任技術者（設計監理技術者・工事管理技術者・解体技術者）の同種工事の施工実績	実績 1 件（各 1.2 点）			
	実績なし（各 0.6 点）			

表 2 非価格要素評価項目（定性評価）の評価基準

評価	評価基準	評価点	得点化方法
A評価	提案内容に十分な創意工夫が見られ、大きな効果が期待できる	100%	配点×1.0
B評価	提案内容に若干の工夫があり、平均以上の効果が期待できる	60%	配点×0.6
C評価	提案内容は一般的であり、平均的な効果が期待できる	30%	配点×0.3
D評価	提案内容では要求水準書で求める効果が期待できない	0%	配点×0